

令和元年度危険物取扱者保安講習案内

大分市長浜町1丁目4番6号塩九升ビル2-B
一般社団法人大分県危険物安全協会

消防法第13条の23の規定により、県知事が行う「危険物取扱作業の保安に関する講習」を大分県知事の委託を受けて一般社団法人大分県危険物安全協会が実施します。

1. 受講義務者

「危険物取扱者免状」を所持し、製造所、貯蔵所又は取扱所において、現に危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者（保安監督者を含む。）は、規定の期間内に危険物取扱者保安講習を受講してください。なお、現在危険物の取扱いを行っていない方も希望により受講できます。

(1) 継続して危険物取扱作業に従事している方

前回受講日以後における最初の4月1日から3年以内に受講してください。

(2) 危険物取扱作業に従事していなかった方が新たに危険物の取扱作業に従事する場合は、1年以内に受講してください。

ただし、過去2年以内に免状の交付又は講習を受けている方は、その受講日以後における最初の4月1日から3年以内に受講してください。

※受講義務者がこの講習を受講しない場合は、行政措置（消防法第13条の2第5項の規定により免状の返納を命ぜられる）の対象となります。

2. 講習の区分

次の3区分により実施します。

- A. 給油取扱所において、危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者を対象とした講習。
- B. 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設において、危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者を対象とした講習。
- C. A及びBに掲げる危険物施設以外の危険物施設において、危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者を対象とした講習。

3. 講習科目及び講習時間

- 1) 危険物関係法令に関する事項 1時間
- 2) 危険物の火災予防に関する事項 2時間

開始時間は会場により異なります。

4. 講習の日時場所

月 日	講 習 場 所	講習区分	講 習 時 間
8月20日(火)	大分県教育会館 (大分市大字下郡 496 の 38)	A	9:30~12:30
8月21日(水)	別府豊泉荘 (別府市青山町 5 番 73 号)	A	9:30~12:30
8月22日(木)	佐伯文化会館 (佐伯市大手町 1 丁目 1 - 1)	A	13:30~16:30
8月27日(火)	大分県教育会館 (大分市大字下郡 496 の 38)	C	9:30~12:30
8月28日(水)	大分県日田総合庁舎 (日田市城町 1 - 1 - 10)	C	13:30~16:30
8月29日(木)	大分県教育会館 (大分市大字下郡 496 の 38)	B	9:30~12:30
9月4日(水)	臼杵市消防本部研修室 (臼杵市大字前田 1851 番 4)	A	13:30~16:30
9月5日(木)	中津文化会館 (中津市豊田町 14 番地の 38)	C	13:30~16:30
9月8日(日)	大分県教育会館 (大分市大字下郡 496 の 38)	C	9:30~12:30
9月10日(火)	津久見市民会館 (津久見市大字津久見浦字福 3825)	C	13:30~16:30
9月11日(水)	大分県教育会館 (大分市大字下郡 496 の 38)	B	9:30~12:30
9月12日(木)	竹田市消防本部会議室 (竹田市大字会々 2742 番地 1)	A	13:30~16:30
9月18日(水)	宇佐ホテルリバーサイド (宇佐市大字別府 6 番)	A	13:30~16:30
9月19日(木)	大分県日田総合庁舎 (日田市城町 1 - 1 - 10)	A	13:30~16:30
9月25日(水)	大分県教育会館 (大分市大字下郡 496 の 38)	B	9:30~12:30
9月25日(水)	大分県教育会館 (大分市大字下郡 496 の 38)	A	13:30~16:30
9月26日(木)	佐伯文化会館 (佐伯市大手町 1 丁目 1 - 1)	C	13:30~16:30
9月27日(金)	別府豊泉荘 (別府市青山町 5 番 73 号)	C	9:30~12:30
10月2日(水)	昭和電工(株)体育館 (大分市大字三佐 1296 の 2)	B	9:30~12:30
10月3日(木)	大分県教育会館 (大分市大字下郡 496 の 38)	C	9:30~12:30

注 A 給油取扱所 B コンビナート C その他一般

5. 受講手続

- (1) 受講申請用紙の請求先
各県下消防(局)本部・署・各地区危険物安全(防災)協会、一般社団法人大分県危険物安全協会
- (2) 受講申請書の提出先及び提出方法
事業所または住所地を管轄する各地区危険物安全(防災)協会(裏面別表のとおり)に持参提出してください。
- (3) 受講手数料……………**4,700円**の「大分県収入証紙」を申請書の所定欄に貼付してください。(収入印紙とは違います。
収入証紙は証紙売りさばき所(県振興局及び地方事務所、土木事務所、自治労会館1F生協売店事務所、交通安全協会等)で購入してください。

6. 受付期間

令和元年7月16日(火)から7月24日(水) (8:30~17:00)

土曜、日曜日、祝日を除く

7. その他

- (1) 危険物取扱者免状の記入欄は、取得している免状の種類をすべて記入してください。
- (2) 特別の場合を除き、受付後の会場変更は認めません。
- (3) 講習会場が定員になり次第、受講希望日の変更をお願いします。
- (4) 講習当日は、受講票と免状を必ず持参し、受付に提出してください。講習修了者には、危険物取扱者免状に講習修了印を押印し返還します。
- (5) 講習当日は、講習開始30分前から受付を開始します。
なお、講習開始時間に遅れた場合は、原則として入室を認めません。
また、途中退場は無効となりますので注意してください。
- (6) 受講申請受付後は、申請書及び手数料は返還できませんのでご了承ください。
- (7) 講習用テキストは、当日会場において受講者全員に無償で配付します。
- (8) 当日参考図書として、希望者に危険物六法(2019年新版)を販売します。
定 価 2,700円 (税込)
- (9) 講習会場は、駐車場が少ないので、なるべく公共交通機関を利用してください。
なお、大分県教育会館で受講する方は、必ず下の段の大駐車場に駐車してください。
- (10) 台風等により、講習会をやむを得ず中止する場合があります。ホームページで案内しますのでご確認ください。
- (11) その他講習についての詳細は、一般社団法人大分県危険物安全協会(097-578-7980)にお問い合わせください。

受講申請書提出先

地区協会名	所在地	電話
大分市防災協会	大分市舞鶴町1丁目1の1 大分市消防局予防課内	097 (532)3199
別府市危険物安全協会	別府市上野口町19の27 別府市消防本部予防課内	0977 (25)1125
中津市危険物安全協会	中津市上宮永364 中津市消防本部内	0979 (22)9832
日田市危険物安全協会	日田市大字渡里111番地1 日田玖珠広域消防本部内	0973 (24)2204
佐伯市危険物安全協会	佐伯市鶴岡西町1丁目223番地 佐伯市消防本部予防課内	0972 (22)3377
臼杵市危険物安全協会	臼杵市大字前田1851番地4 臼杵市消防本部内	0972 (62)2303
津久見市危険物安全協会	津久見市大字上青江3617番地の1 津久見市消防本部内	0972 (82)5211
竹田市危険物安全協会	竹田市大字会々2742の1 竹田市消防本部内	0974 (63)0119
豊後高田市危険物安全協会	豊後高田市大字御玉147 豊後高田市消防本部内	0978 (22)3108
速見郡 杵築市危険物安全協会	杵築市大字中1412番地 杵築速見消防本部内	0978 (62)4341
宇佐市防災協会	宇佐市石田176 宇佐市消防本部内	0978 (32)0119
豊後大野市危険物安全協会	豊後大野市三重町内田2827番地 豊後大野市消防本部内	0974 (22)0450
国東地区危険物安全協会	国東市国東町北江3162番地1 国東市消防本部内	0978 (72)1101
由布市危険物安全協会	由布市挾間町挾間278番地 由布市消防本部内	097 (583)1500
玖珠郡危険物安全協会	玖珠郡玖珠町大字大隈226の5 日田玖珠広域消防本部 玖珠消防署内	0973 (72)2141

<保安講習に関する問い合わせ先>

一般社団法人 大分県危険物安全協会
 〒870-0023 大分市長浜町1丁目4番6号塩九升ビル2-B
 TEL 097-578-7980 FAX 097-578-7982
 ホームページ：<http://www.oita-kenkikyo.com/>